万国郵便連合一般規則の第四追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

**条約第十号**

万国郵便連合一般規則の第四追加議定書

リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

**第一条**

一般規則第百七条を次のように改める。

**第百七条**　管理理事会の権限

1　管理理事会は、次の権限を有する。

1.1　大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2　国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3　連合の四年ごとの事業計画案であって大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によって確定され、及び承認された連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によって作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4　1.3の規定に従い、連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5　やむを得ない場合には、第百四十六条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6　請求があった場合には、第百五十一条5に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7　加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8　定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によって賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

1.9　その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10　郵便業務理事会と協議の上、第百五条1及び1.2に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11　連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12　郵便業務理事会及び事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者（大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。）を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13　第百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14　適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15　郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1　大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

1.15.2　大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

1.16　削除

1.17　国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.18　大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

1.19　議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

1.20　第百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

1.21　郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

1.22　諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討すること。

1.23　国際事務局の活動を監督すること。

1.24　国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。